

# 「プラットフォーム経済」と 我が国の近時の政策動向

2019年6月28日

株式会社KDDI総合研究所  
村上 陽亮

## I. はじめに

- 自己紹介等
- KDDI総合研究所のご紹介

## II. プラットフォームとは

- ICTエコシステム
- そもそもプラットフォームとは

## III. プラットフォーム経済

- プラットフォームがもたらす便益
- ミクロ経済学的背景
- ICT化による限界費用を引き下げるプラットフォーム
- プラットフォームサービスの状況
- プラットフォーム事業者の状況
- スマートフォン関連のレイヤー構造の変遷
- スマートフォン関連の取引形態の4類型
- フリーランチとロックイン
- プラットフォームの影
- プラットフォームサービスを巡る課題

## IV. 近時の我が国の政策動向

- 政府内の検討
- 基本原則の公表
- 主な検討課題と進め方
  - ・ デジタル・プラットフォーマーの取引慣行に関する実態調査
  - ・ 取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルール整備
  - ・ データ等の独占による競争阻害への対応
  - ・ 専門的知見によるスピーディーな対応に向けた新しい体制の整備
  - ・ データの移転・開放等の在り方に関する検討

## V. 結びにかえて

- 海外の注目すべき動向
  - ・ EU
  - ・ OECD

# I. はじめに

---

(株)KDDI総合研究所 フューチャーデザイン1部門3GL

国内外の情報通信制度・政策・市場等に関する調査研究に従事

## 【略歴】

- 1975年生まれ、兵庫県出身。
- 1998年東京大学法学部卒。同年、国際電信電話（当時：現KDDI）入社。  
企業通信、海外赴任（香港）、官公庁・通信事業者窓口部門等を経て、2013年KDDI総研（当時）出向。  
2017年同社調査1部長。同年、KDDI総研・KDDI研究所の合併を経て、現職。

## 【社外委員等】

- 情報ネットワーク法学会 理事（2018/12～）
- IoT推進コンソーシアム 安全なデータ流通における技術と法の研究会 委員（2018/11～）
- 情報通信学会 事業企画委員会 副委員長（2017/7～）
- 総務省 データ主導時代の産業政策SWGオブザーバー（2018/4～6）
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 オンライン完結プラットフォーム検討委員会委員（2017/12～2018/2）
- 札幌都心部地下空間におけるICT活用実証実験専門家検討会議 専門家委員（2017/8～2018/3）
- IoT推進コンソーシアム データ流通促進WG委員（2017/1～2018/3）
- 総務省 改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討TF 構成員代理（2015/12～2017/3）

## 会社概要

### Corporate Profile

社名：株式会社KDDI総合研究所  
本店所在地：〒356-8502 埼玉県ふじみ野市大原2丁目1番15号  
資本金：22.8億円  
株主構成：KDDI株式会社、京セラ株式会社、トヨタ自動車株式会社  
代表取締役所長：中島 康之  
設立：1998年4月1日

## 事業内容

### Business Area

情報および通信を中心とした政策、市場、事業化などに関する調査研究、コンサルティング  
情報および通信を中心とした技術、システムなどに関する研究、開発、製造、販売、ライセンス  
情報、通信、通信システムに関する教育、研修

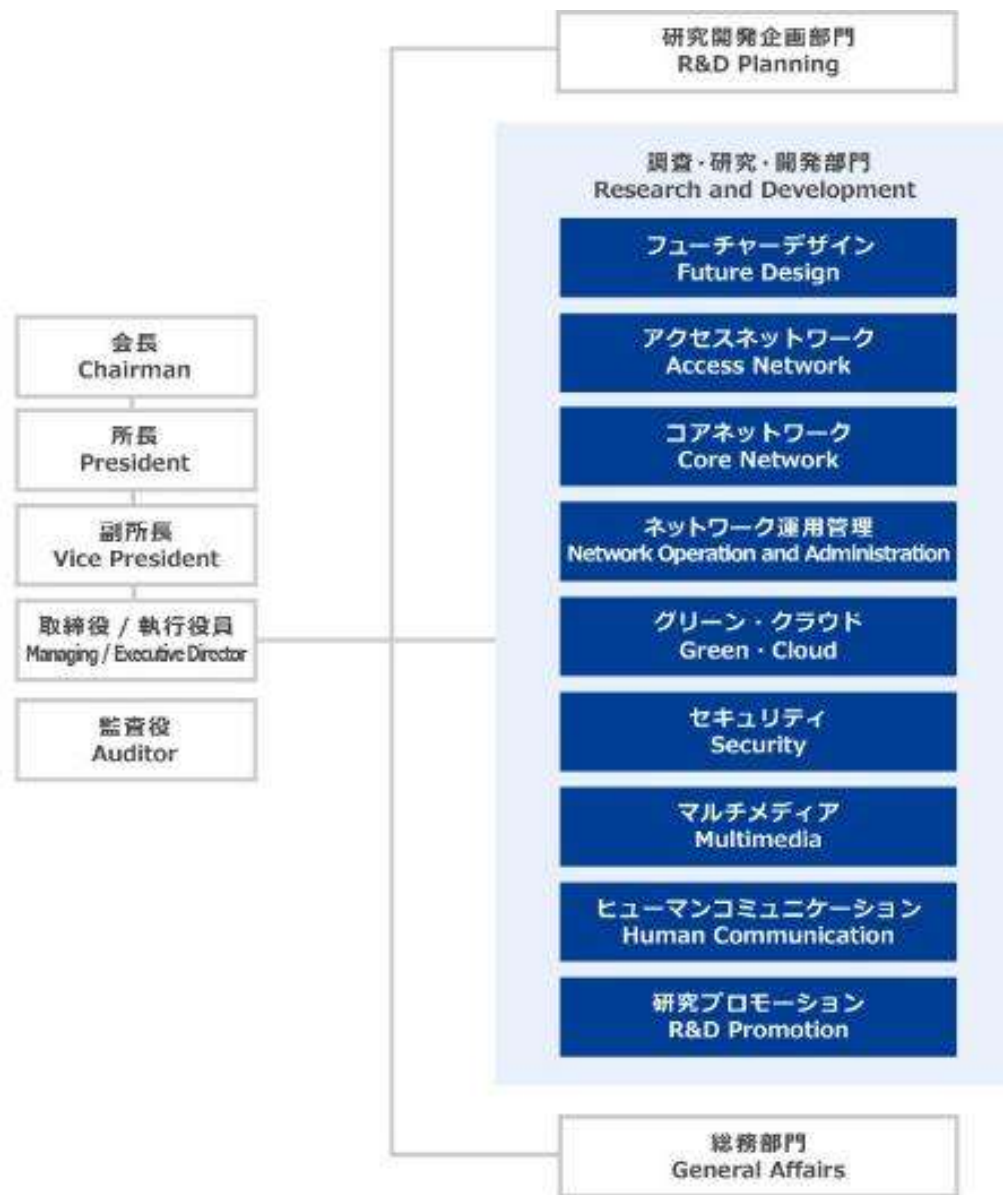
## 沿革

### History

<p>株式会社KDDI研究所 1953年 国際電信電話株式会社(KDD)の研究部として発足 1998年 KDDの改組に伴い、株式会社KDD研究所を設立 2001年 株式会社京セラDDI未来通信研究所と合併し、 株式会社KDDI研究所に社名変更</p>	<p>株式会社KDDI総研 1990年 KDDグループの総合的な シンクタンクとして、 株式会社KDD総研を設立 2002年 株式会社KDDI総研に社名変更</p>
---	--

### 株式会社KDDI総合研究所

2016年 株式会社KDDI研究所、株式会社KDDI総研を合併し、株式会社KDDI総合研究所を設立



## フューチャーデザイン



人々の価値観、暮らし方、働き方が多様化し、さまざまな新ビジネスが生まれる中、多年にわたる調査研究成果と人的ネットワークをベースとして、政策、市場、ビジネスモデル、ライフスタイル、技術トレンドなどの幅広い分野の調査分析を行っています。

### 主な内容

- PEST分析と事業環境の想定
- さまざまな産業分野の動向やビジネスモデル、技術トレンドの調査
- 国内外の制度や政策に関する調査研究
- ICT政策に関する季刊 Nextcomの出版
- 地方創生への取り組みに関するコンサルティング

### 関連情報

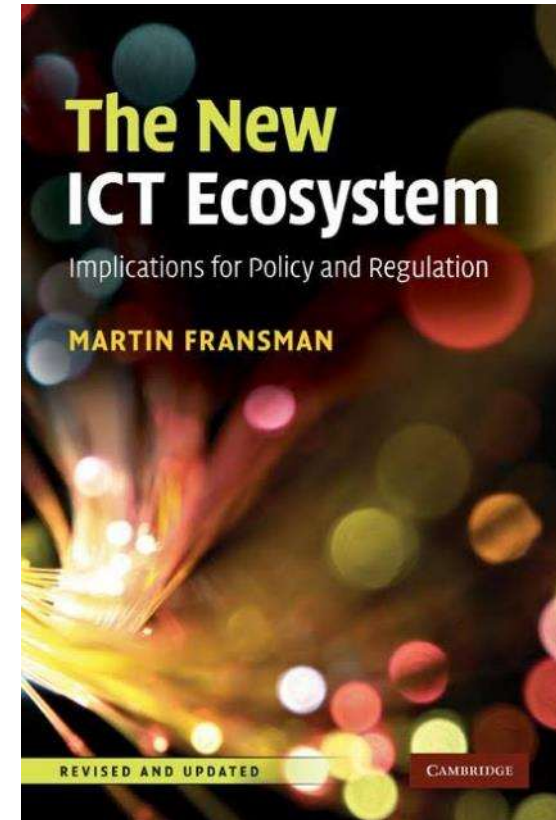
- ▶ ドライバーのプライバシーに関する意識調査
- ▶ 2018年5月29日 情報通信の未来を展望する「Nextcom（ネクストコム）」誌第34号発刊～今号の特集は「イノベーション創出」～
- ▶ 2018年6月8日 調査レポートR&A発行「エストニアのe-Residency～概要と取得体験」

## Ⅱ. プラットフォームとは

---

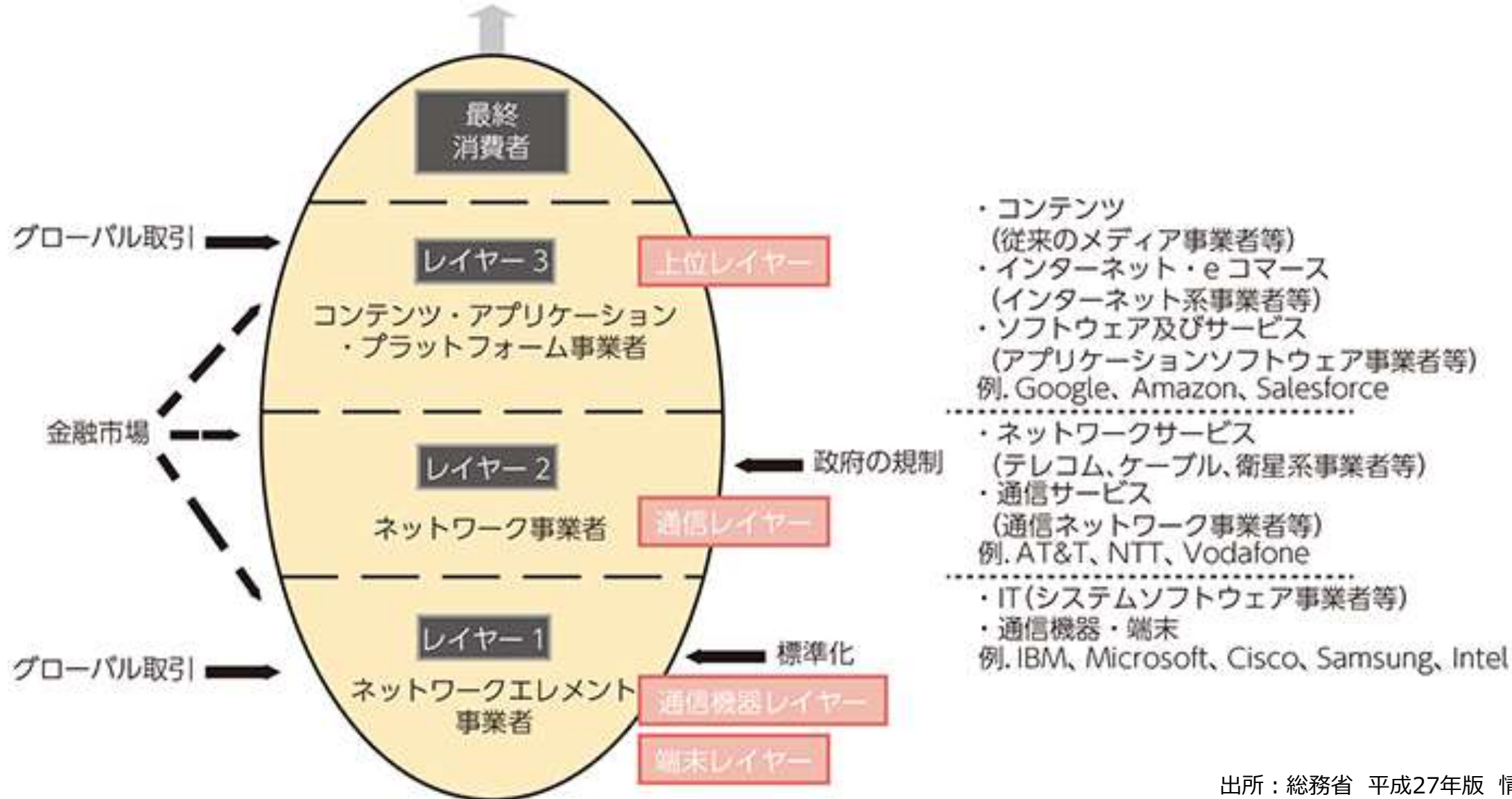
- “The New ICT Ecosystem” by Martin Fransman, 2010

ICT産業を「新たなエコシステム」として分析



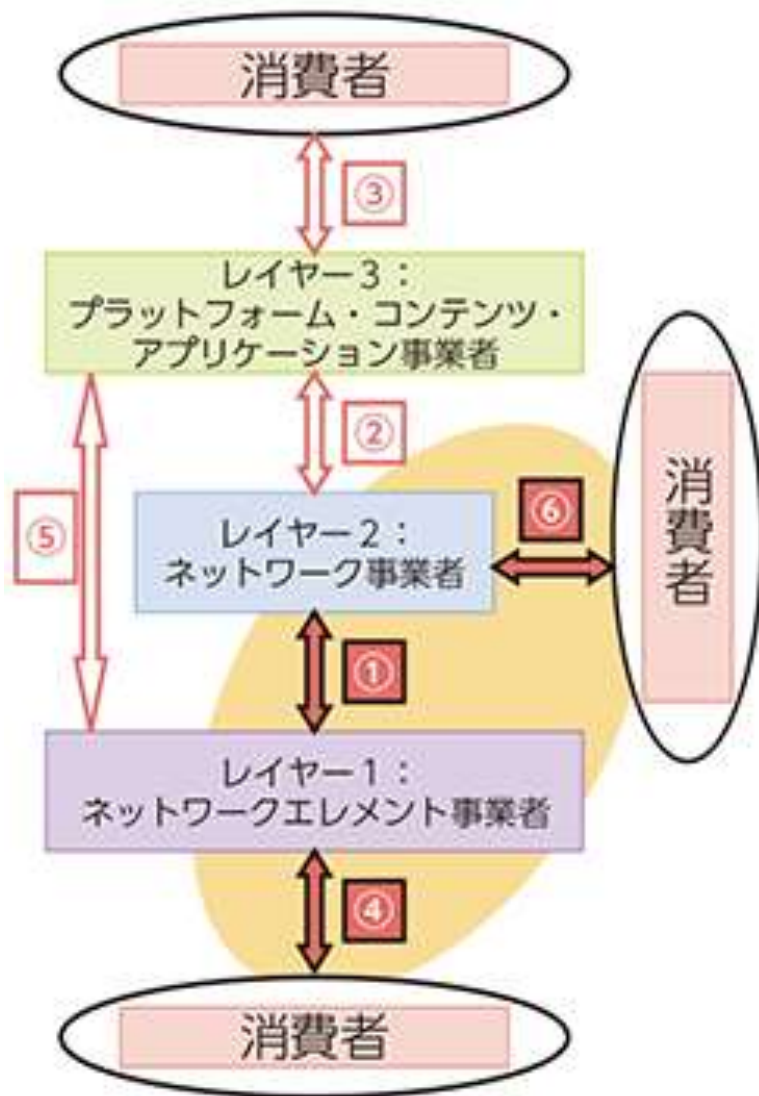


各レイヤーにより構成されるイノベティブな財・サービス

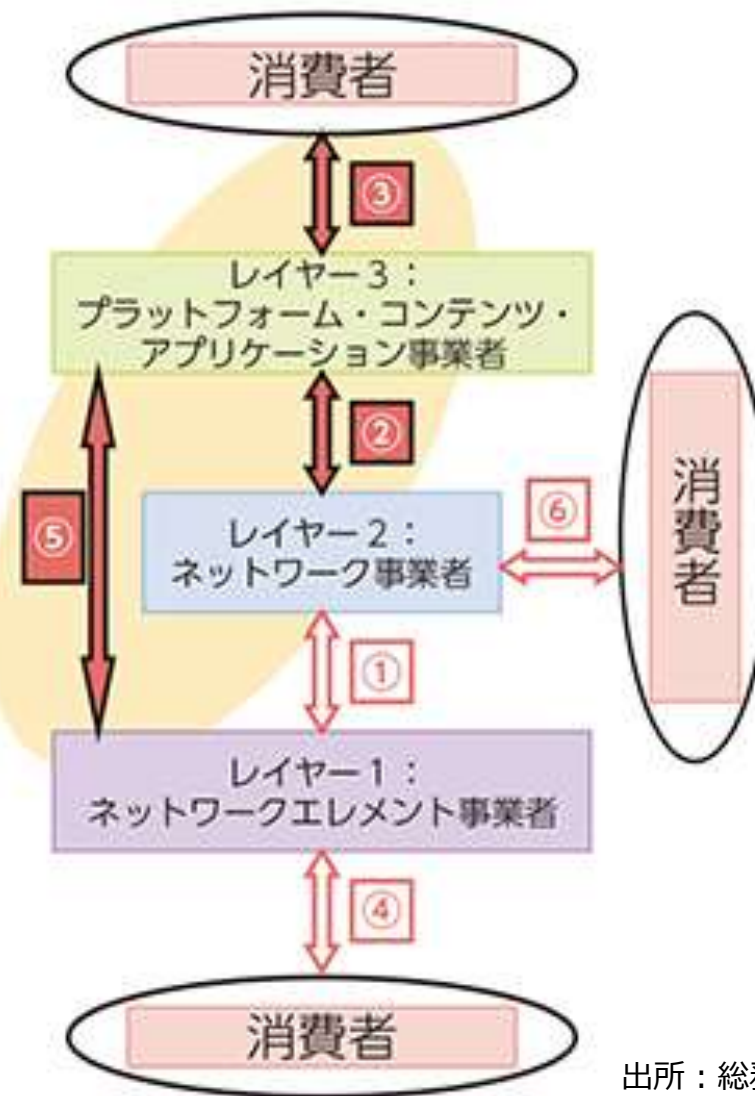


出所：総務省 平成27年版 情報通信白書

## インターネット普及前



## インターネット普及後



出所：総務省 平成27年版 情報通信白書

- 複数のネットワーク・端末をシームレスにつなげ、**様々なアプリケーションを提供しやすくするための共通基盤**

ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能の在り方に関する研究会（2005年）

- 物理的な電気通信設備と連携して多数の事業者間又は事業者と多数のユーザー間を仲介し、コンテンツ配信、電子商取引、公的サービス提供その他の**情報の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービス**

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会（2007年）

- 通信レイヤー上でコンテンツ・アプリケーションを**円滑に流通させる機能**

通信プラットフォーム研究会（2009年）

- I C Tネットワーク、とりわけインターネットにおいて、多数の事業者間ないし多数の事業者とユーザー間を仲介し、電子商取引やアプリ・コンテンツ配信その他の財・サービスの**提供に必要となる基盤的機能**

（情報通信白書（2012年版））

- *e.g. search engines, social media, e-commerce platforms, app stores, price comparison websites, ad networks*
- *there is **no consensus on a single definition** of online platforms as a clear-cut definition would likely be too narrow, or conversely apply to a very wide range of Internet services*

**“COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Online Platforms Accompanying the document Communication on Online Platforms and the Digital Single Market”**

European Commission (SWD/2016/0172 final)

- *An online platform is a digital service that **facilitates interactions between two or more distinct but interdependent sets of users (whether firms or individuals) who interact through the service via the internet***
- *A digital ecosystem, which is a broader concept that can include online platforms.*
- *Digital ecosystems are **combinations of interoperating applications, operating systems, platforms, business models and/or hardware, and not all components of the ecosystem must be owned by the same entity***

**“An Introduction to Online Platforms and Their Role in the Digital Transformation”**  
OECD, May-2019



- ICT やデータを活用して第三者に「場」を提供するデジタル・プラットフォーム（オンライン・プラットフォーム）と呼ばれるサービスには、様々なものが含まれる。
  - オンライン・ショッピング・モール、インターネット・オークション、オンライン・フリーマーケット、アプリケーション・マーケット、検索サービス、コンテンツ（映像、動画、音楽、電子書籍等）配信サービス、予約サービス、シェアリングエコノミー・プラットフォーム、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）、動画共有サービス、電子決済サービス 等

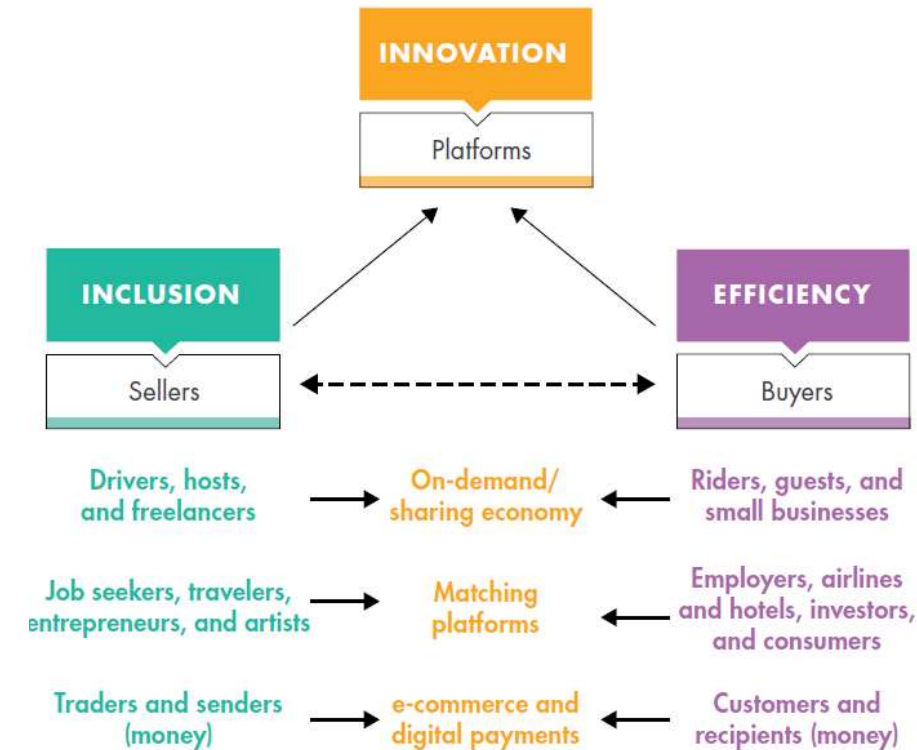
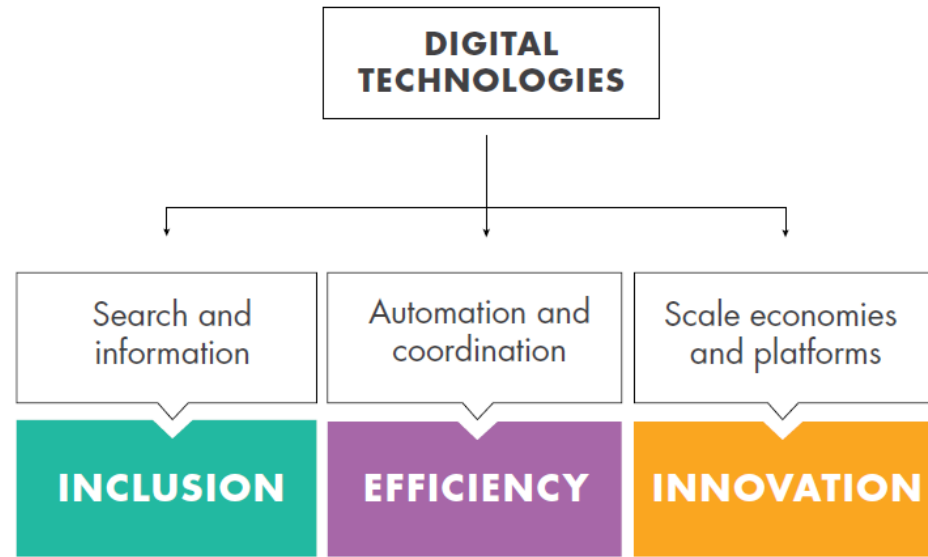
**「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する中間論点整理」（2018.12）**

**→ なんとなくイメージはできるものの、定義すら容易ではない。**

## Ⅲ. プラットフォーム経済

---

- 従来の産業・ビジネスのバリューチェーンの各要素の分離（モジュール化）し、市場のレイヤ構造化
- 時間的制約・空間的制約を超越
- イノベーションを触発、効率性やインクルージョンを実現



出所：世界銀行 “World Development Report 2016”



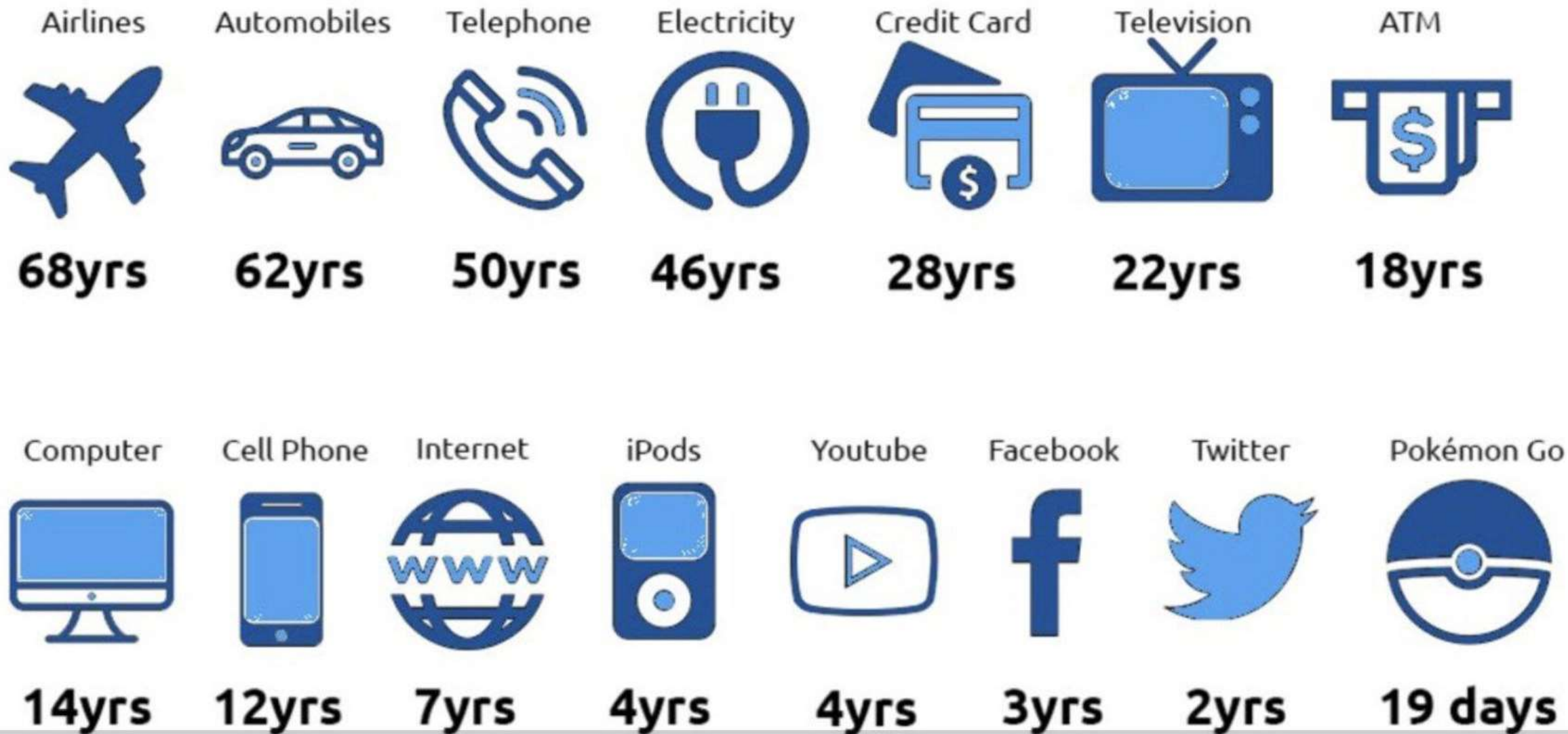
経済モデル	ロジック	これまでの事例
規模の経済 (範囲の経済) (密度の経済)	巨額の初期投資を参入障壁として、自然独占が生じる	電気・ガス・水道、 鉄道、郵便、通信
直接 ネットワーク効果	顧客数増加により他顧客の便益が向上する場合、ある閾値を超えると爆発的に普及が進み、独占が生じる	固定電話、Fax
間接 ネットワーク効果 (両面性市場)	顧客層が異なる2市場間にて、一方の市場における顧客数増加により他市場の顧客の便益が向上する場合、プラットフォーマーは一方の市場の価格を下げて独占を図るとともに、市場支配力を以て他市場の顧客に費用転嫁する	クレジットカード パソコンのOS ゲーム機

出所：経済産業省「2016年版 通商白書」を参考に筆者作成

経済モデル	ICT化による影響	具体的事例
規模の経済 (範囲の経済) (密度の経済)	IT システムはハードインフラと比較し複製コストが低く、海外展開等を前提とした汎用システムは価格競争力を持ちうる	エストニアの通関システム
直接 ネットワーク効果	顧客獲得のための限界費用は低くなるが、NPO 等により運営される場合を除き、顧客自身が一定の費用を負担する必要があるため、市場規模には限界がある技術革新により「データ蓄積」自体が価値を持つようになると直接ネットワーク効果が発現する	Wikipedia Skype 5ch
間接 ネットワーク効果 (両面性市場)	顧客獲得のための限界費用が低く、転嫁可能な範囲内であれば極めて低い水準または無料での提供が可能となるため、容易かつ早期に市場を席卷できる	Adobe Acrobat Facebook

出所：経済産業省「2016年版 通商白書」を参考に筆者作成

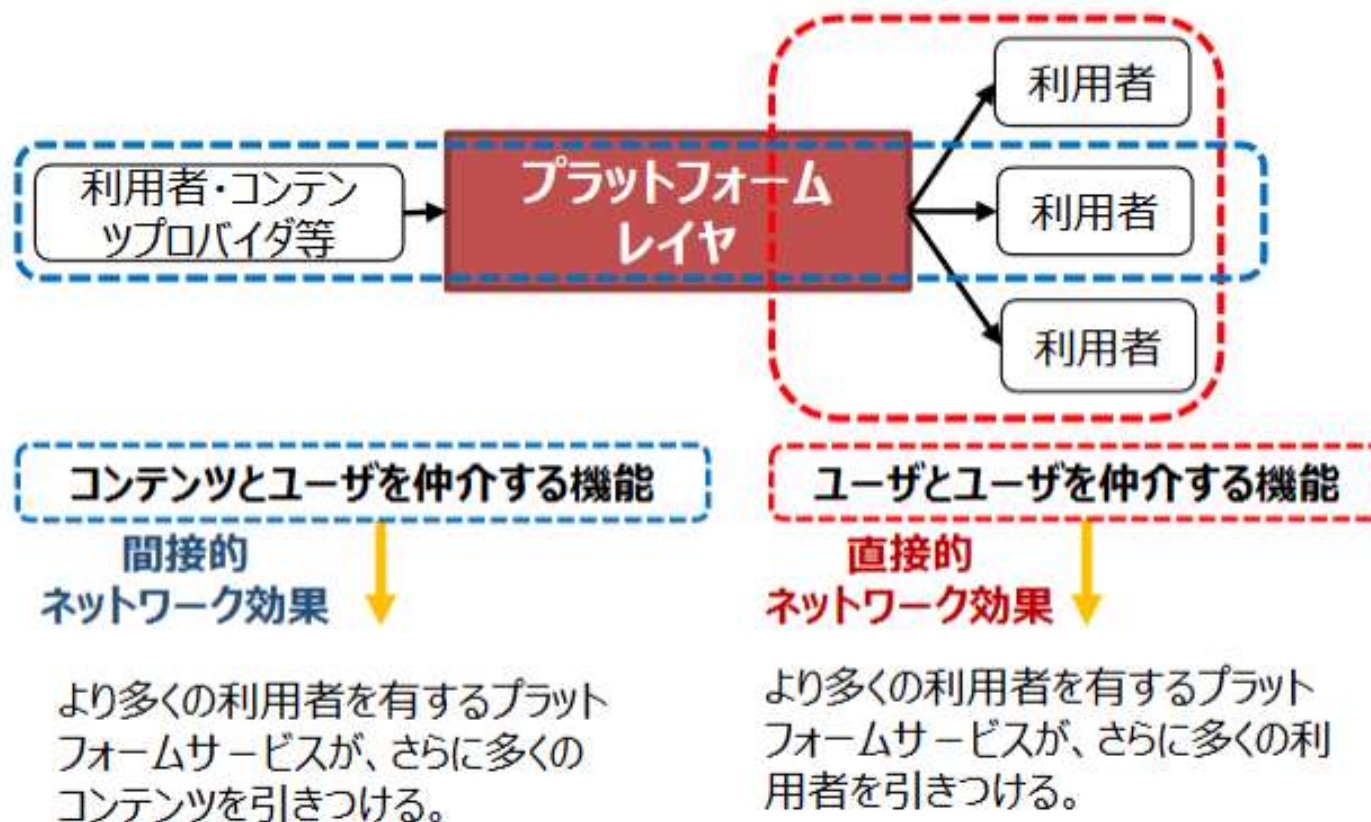
# 【参考】5000万顧客獲得にかかった時間

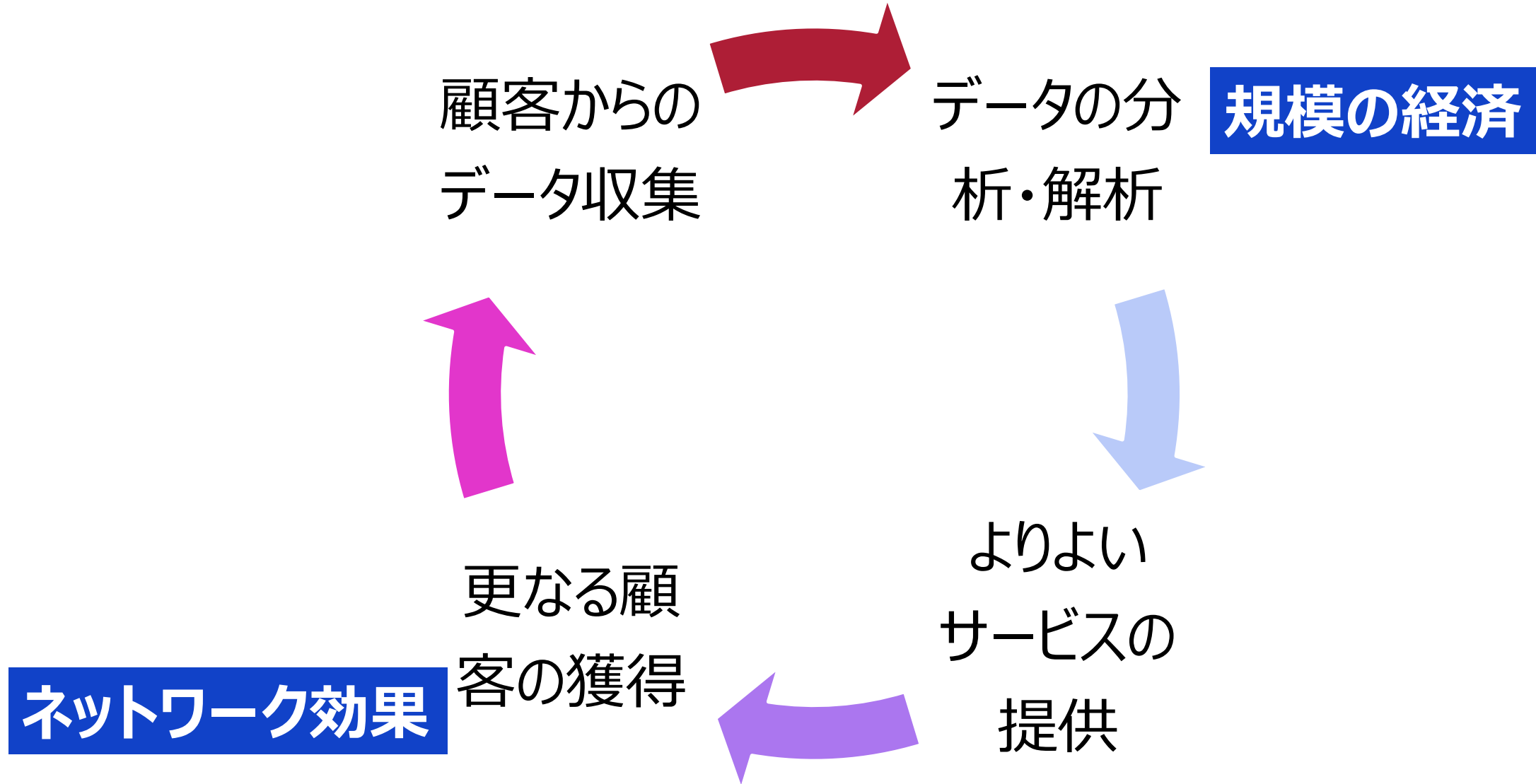


出所：Reddit

## プラットフォームサービスにおけるネットワーク効果

プラットフォームサービスには、間接的・直接的なネットワーク効果が働き、より多くの利用者・コンテンツを抱える特定のプラットフォームサービスに利用者が集中する状況が発生しうる。





## BtoBtoC市場における競争状況の例

### <SNS>

### <messaging> <search engine>

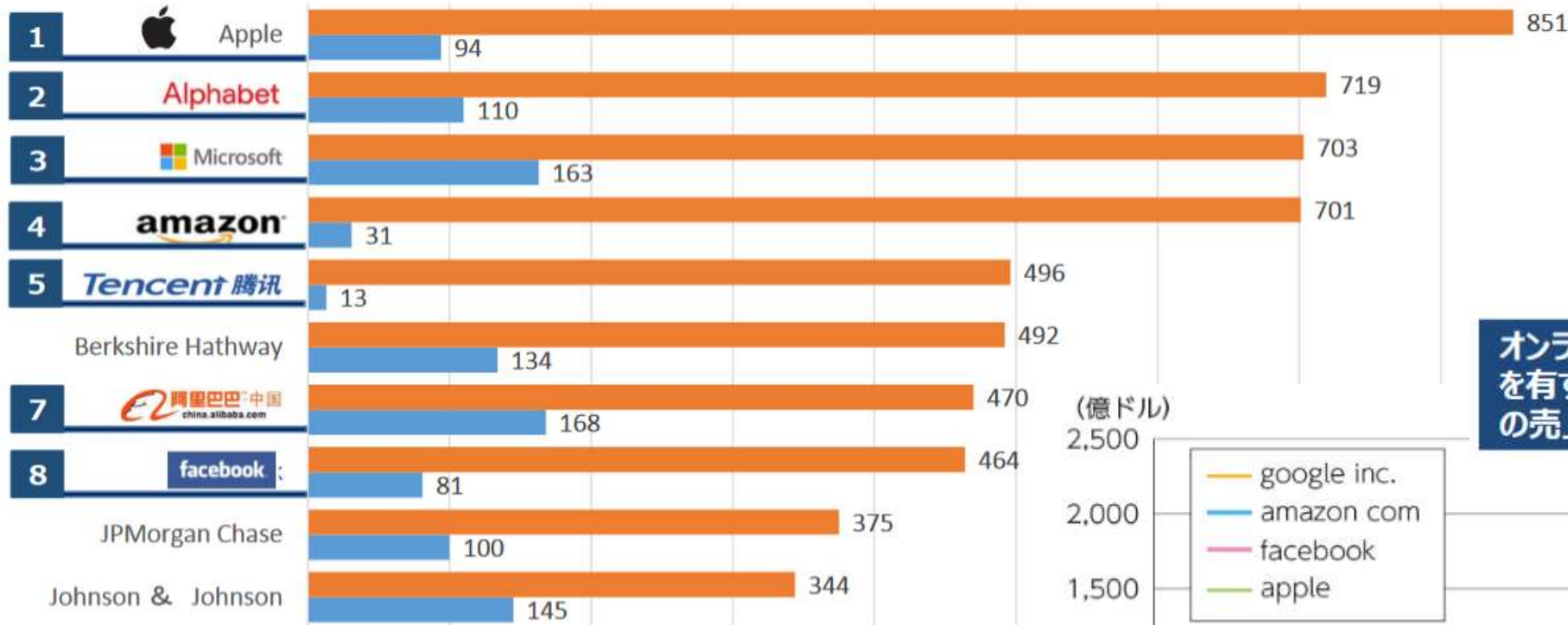
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2
日本	40	35	29	10	9	2	2	45	1	Google 66	YAHOO! 29
米国	78	54	39	34	29	26	24	23	9	Google 87	bing 7
英国	70	49	34	20	19	17	14	30	3	Google 89	bing 6
ドイツ	64	48	19	13	10	6	5	56	1	Google 91	bing 6
韓国	69	59	33	29	28	6	3	76	20	Google 64	NAVER 28
中国	16	15	12	9	7	4	3	88	55	Baidu 81	搜狗 9
インド	93	78	62	51	47	26	17	81	22	Google 94	bing 4
オーストラリア	75	50	25	22	20	19	16	18	4	Google 94	bing 4

(資本) facebook Google Microsoft bing その他米国 中国 韓国

出所：総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」事務局資料（2018.10.18）

## 時価総額ランキング

単位：10億ドル  
 ■ 2018 ■ 2009

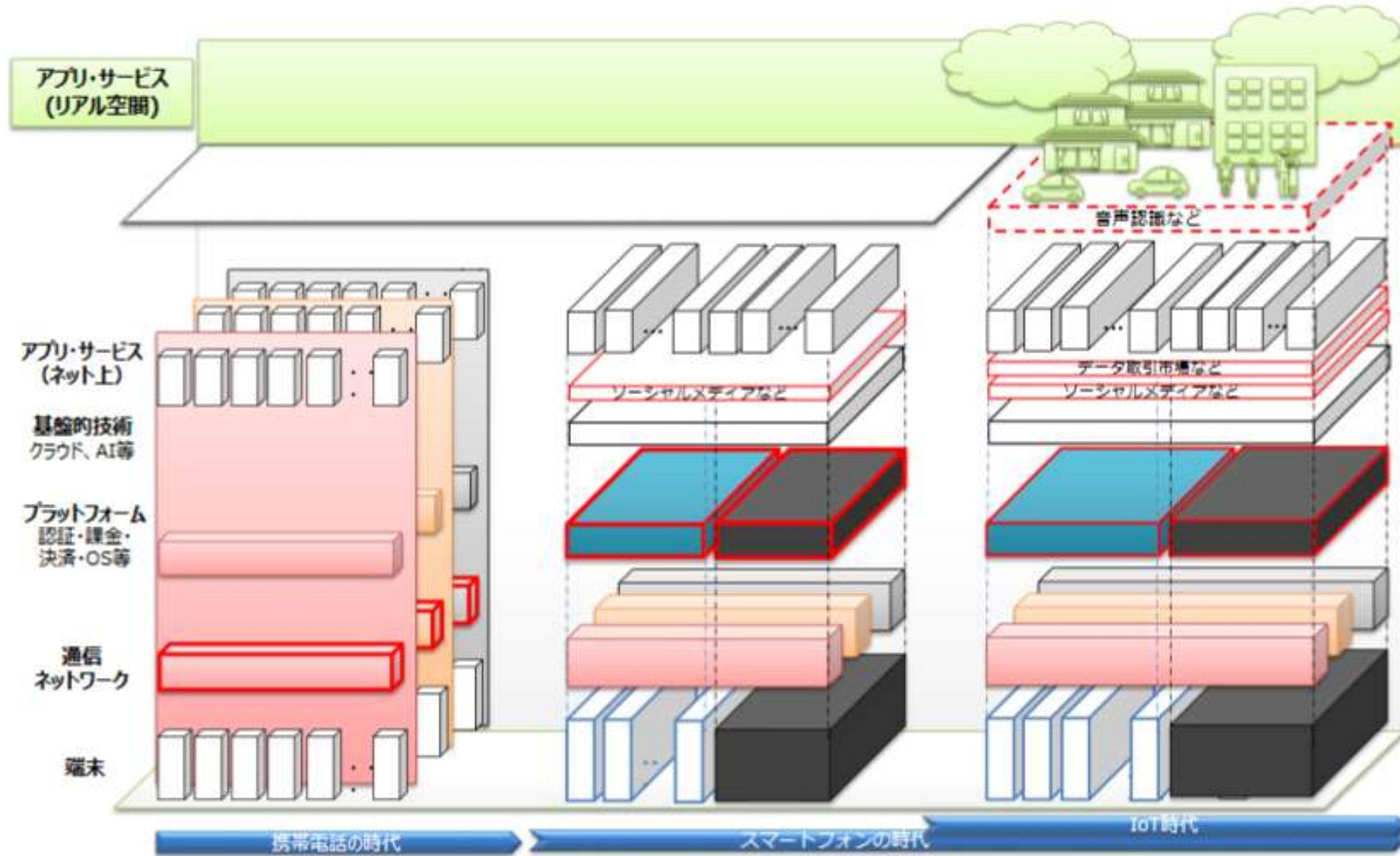


オンラインプラットフォームを有する代表的な事業者の売上等の推移



出所：総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」事務局資料（2018.10.18）

# スマートフォン関連のレイヤー構造の変遷



出所：総務省「スマートフォン経済の現在と将来に関する調査研究の請負報告書（平成29年3月）」



# スマートフォン関連の取引形態の4 類型

	B to B	B to B to C (両面市場)	B to C	C to C
概念図				
類型例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">FinTech (法人向け)</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">AR/VR (法人向け)</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">情報検索</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">ソーシャルメディア</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">FinTech (個人向け)</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">AR/VR (個人向け)</div> </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;">ネットショッピング</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">電子書籍</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">音楽</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">シェアリング エコミー</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">オークション フリマアプリ</div> </div>

出所：総務省「スマートフォン経済の現在と将来に関する調査研究の請負報告書（平成29年3月）」

## フリーランチ

- 多くのプラットフォームサービスは無料または格安で提供されている。  
(Googleの検索サービス、FacebookのSNS…)
- *There ain't no such thing as a free lunch.*
- 消費者が費用を負担していないとしても、誰かしらが何らかの形で費用を負担している。無料ビジネスにおける事業運営費用は別事業の収入から**内部補助**される。
- 特別な機能やカスタマイズされた付加価値サービスを有償で提供する**フリーミアム**（例：ニュースサイトの無料サービスでの記事閲覧数制限）、**フリートウペイ**（例：オンラインゲームでのアイテム課金）に移行するものもある。

## ロックイン

- 一度プラットフォームサービスを使ってしまうと、引き続き同じサービスを使い続ける。サービス切替には、切替に係る費用（**スイッチングコスト**）が多くかかってしまう。

## ■独占・寡占による問題

### ●プラットフォーム事業者が優越的地位を乱用する恐れ

- 例) ルールの一方的変更  
競合サービスの不当な優遇  
不明確なランキングやアカウント停止等の基準  
プラットフォームによる報復の懸念
- 既存の法制度（業法規制・消費者保護法制）では十分に対応しきれない

### ●優越的地位を乱用しないにしても大きな影響力

- 大量収集される利用者情報の利用メカニズムはブラックボックスで、利用者の不安・懸念が増大
- フェイクニュース等も問題

## ■国境をまたぐ問題

- 国外の事業者が、国内にサーバ等の設備を設置せず、国内の事業者と同様のサービスを多様な形態で提供  
既存の法制度では越境問題を十分に処理しきれない

## ■そして。。。

- そもそも実態がつかめない。
  - ・ 規制当局にとっては規制の検討が難しい。
  - ・ 従来の法制度や経済学的なアプローチが十分に機能しない。
    - 無料市場の画定についての研究も行われ始めている。  
(例：依田高典京大教授・中村彰宏横浜市立大教授の共同研究)

## ■ amazon電子書籍事件（2015年6月）

米amazonが、取引先に対し、他の流通事業者との契約でamazonより有利な条件を提供する際には、amazonに対しても最低でも同条件の適用を求める条項（いわゆる最恵国待遇条項）を設けるなどにより、競争を制限しているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 2017年に米amazonが当該条項を使用しないことをEUの競争当局に確約。

## ■ Google Shopping事件（2017年6月）

米Googleが検索エンジン市場で支配的地位を乱用し、検索結果において自ら提供するショッピングサービスを優先表示させることにより、当該サービスを違法に有利にしているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

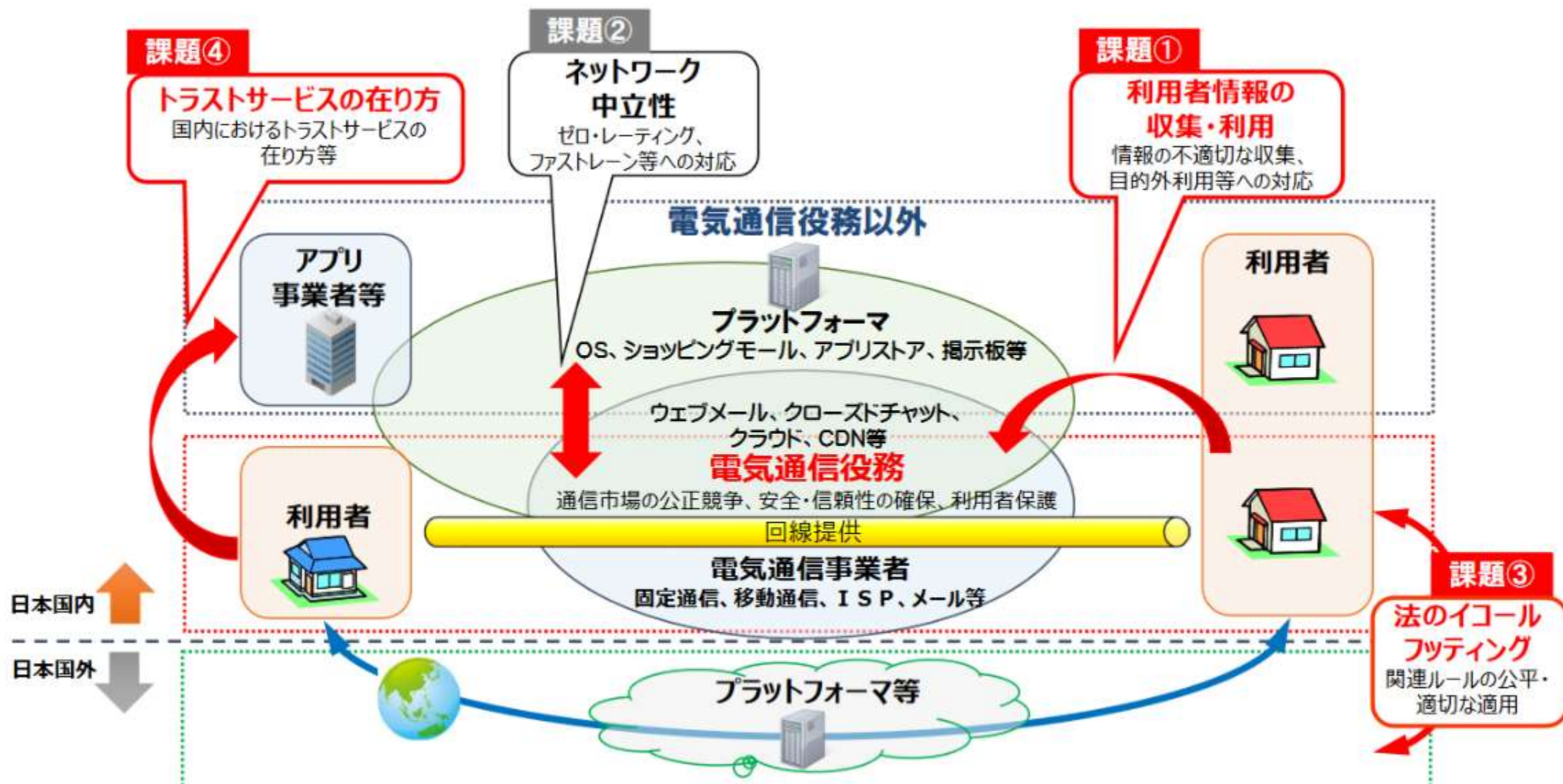
⇒米Googleに対し、EU競争法違反により24.2億ユーロ（3,146億円）の制裁金を賦課。

## ■ FacebookによるWhatsApp買収事案（2014年）

FacebookがWhatsAppを190億ドル（2.09兆円）で買収提案。

EUは、将来、両社のメッセージアプリ間でユーザデータの統合が行われる可能性について審査。データ評価を含む将来の市場予測に取り組み、その結果、データ統合は技術的に困難であるとの同社の申請を受け入れ、買収を容認。

しかし、その後、Facebookは、両アプリのデータ統合を実行。その結果、Facebookの寡占化が進んだ。結果として、EUは当初の判断を覆し、2017年に1.1億ユーロ（143億円）の制裁金を決定。



出所：総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」事務局資料（2018.10.18）

## IV. 近時の我が国の政策動向

---

## 未来投資戦略2018 (2018.6閣議決定)

### (2) 大胆な規制・制度改革

#### ① サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換

...

#### ② プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

- プラットフォームの寡占化が進む中で、新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能なAPI開放等を含め、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和(参入要件の緩和等)、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保など、**本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。**



## デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会

- 2018.7～ 経済産業省・公正取引委員会・総務省で本検討会を設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について、論点整理を実施
- 2018.11.5 検討会による**中間論点整理(案)**公表  
→・パブリックコメント手続きを実施  
・11/16、11/28の検討会において、事業者ヒアリングを実施
- 2018.12.12 **中間論点整理**公表

中間論点整理(案)  
公表までは非公開

出所：経済産業省、公正取引委員会、総務省「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境の整備に向けて」(2019.2.18)



## プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則（2018.12）

- 本検討会による中間論点整理を踏まえ、**経済産業省・公正取引委員会・総務省において、今後、具体的措置を進めるに当たっての視点や重要論点を掲げた基本原則（案）を策定。**
- 2018.12.18 三省から**未来投資会議下の構造改革徹底推進会合「第4次産業革命」会合に対して報告の上、基本原則として公表。**

### 【基本原則の概要】

#### 1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォームが、①**社会経済に不可欠な基盤**を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する**場そのものを、設計し運営・管理**する存在である、③そのような場は、**本質的に操作性や技術的不透明性**がある、といった特性を有し得ることを考慮する。

#### 2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の**業法**について、見直しの可否を含めた制度面の整備について検討を進める。

#### 3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

- ① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、**大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握**を進める。
- ② 各府省の法執行や政策立案を支えするための、デジタル技術やビジネスを含む**多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設**に向けた検討を進める。
- ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、**透明性及び公正性確保の観点からの規律**の導入に向けた検討を進める。

#### 4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、**デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用**や関連する制度の在り方を検討する。

#### 5. データの移転・開放ルールの検討

**データポータビリティ**や**API開放**について、**イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備**等、様々な観点を考慮して検討を進める。

#### 6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた**共同規制等の柔軟な手法**も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

#### 7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の**域外適用**の在り方や、**実効的な適用法令の執行の仕組み**の在り方について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

出所：経済産業省、公正取引委員会、総務省「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境の整備に向けて」（2019.2.18）

## デジタル・プラットフォーマーの取引慣行に関する実態調査の実施

並行して、今夏の成長戦略の実行計画へ向け、経済産業省・公正取引委員会・総務省においても、以下の具体的検討を進めていく。

### 1. 取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルール整備

- 【WG1】透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループを新たに設置し、法制又はガイドラインも含めたオプションを整理する。

### 2. データ等の独占による競争阻害への対応

- データ等の集積を考慮した企業結合審査の運用等、デジタル市場における独占禁止法の在り方について、公正取引委員会を中心に、検討する。

### 3. 専門的知見によるスピーディーな対応に向けた新しい体制の整備

- 新しい体制の在り方に関して、政府内で取り纏めを行う。

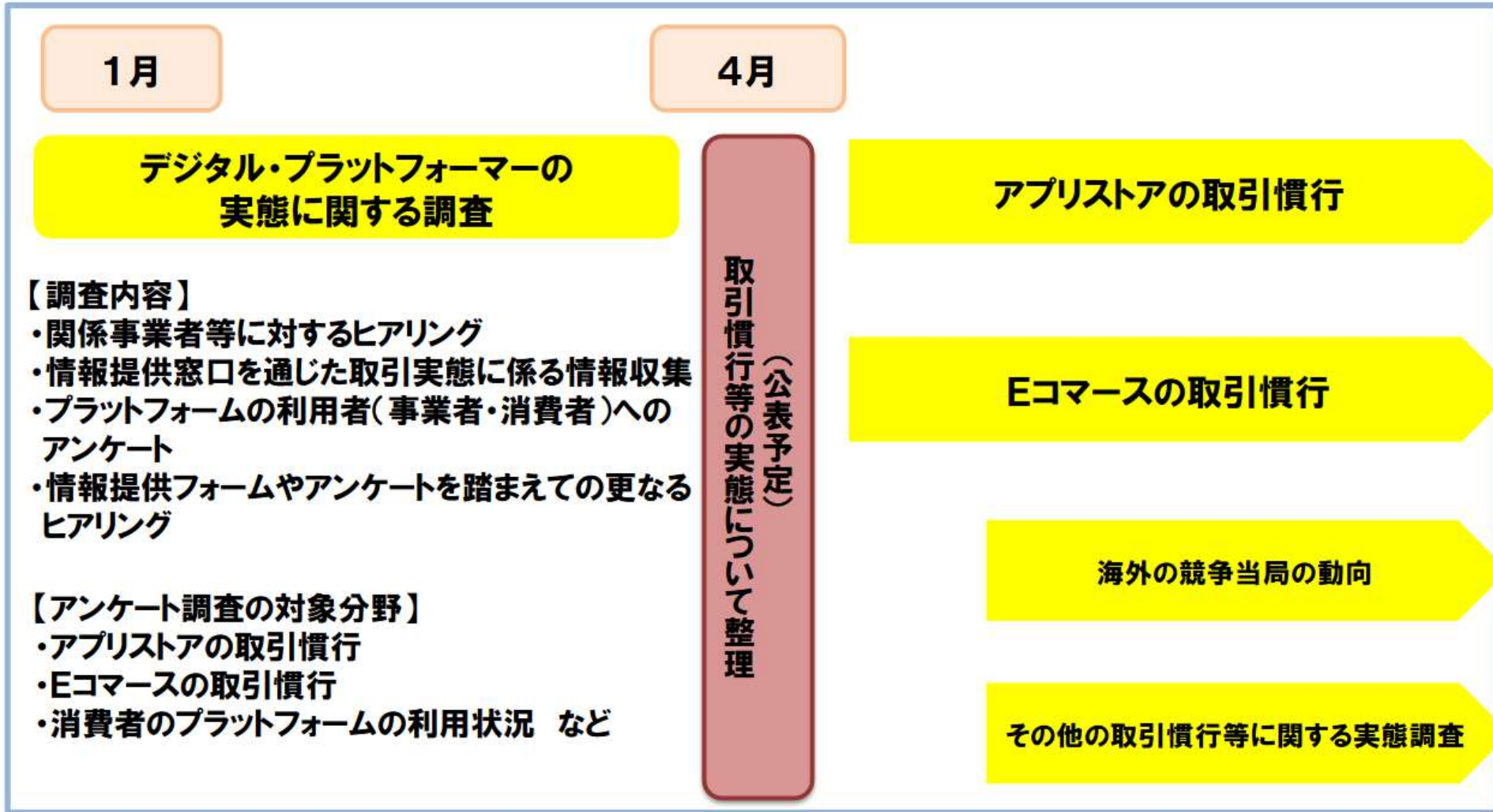
### 4. データの移転・開放等の在り方に関する検討

- 【WG2】データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループを新たに設置し、政策課題の抽出を行う。

出所：経済産業省、公正取引委員会、  
総務省「デジタル・プラットフォーマーを  
巡る取引環境の整備に向けて」  
(2019.2.18)

# デジタル・プラットフォームの取引慣行に関する実態調査（1）

- 2018年12月に公表した基本原則に基づき、公正取引委員会において、2019年1月からデジタル・プラットフォームの取引慣行に関する実態調査を開始。



出所：経済産業省、公正取引委員会、  
総務省「デジタル・プラットフォームを  
巡る取引環境の整備に向けて」  
(2019.2.18)

## 資料 3

### デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査（中間報告）の概要

オンラインモールにおける事業者間取引（アンケート調査結果）		アプリストアにおける事業者間取引（アンケート調査結果）	
規約変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営事業者によって「一方的に変更された」との回答が多く、<u>規約の変更の中に「不利益な内容があった」と</u>の回答も多かった。</li> </ul>	規約変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営事業者によって「一方的に変更された」との回答が多く、<u>規約の変更の中に「不利益な内容があった」と</u>の回答が一定程度存在。</li> </ul>
出店・出品審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営事業者による<u>出店・出品の不承認</u>が行われた場合、その理由について「<u>説明はなかった</u>」との回答が多かった。運営事業者の<u>説明に「納得できなかった」と</u>の回答も多かった。</li> </ul>	アプリ審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営事業者による<u>アプリの不承認</u>が行われた場合、その理由について「<u>説明があった</u>」との回答が多かったものの、運営事業者の<u>説明に「納得できなかった」と</u>の回答が多かった。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営事業者から、<u>商品の販売価格又は品揃えに関する「要請や指示を受けたことがあった」と</u>の回答が一定程度存在。</li> <li>運営事業者による要請等の根拠に関する<u>説明に「納得できなかった」と</u>の回答が多かった。</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用事業者が運営事業者に支払う手数料について、<u>アプリ利用者から支払われる額の「30%」</u>との回答が多かった。</li> <li>手数料に関する問題点として「<u>手数料の水準が高額である</u>」を挙げる回答が多かった。</li> </ul>

### 今後の調査・検討の視点

- 公正取引委員会は、運営事業者側の事情も含め、更なる実態の把握を行い、独占禁止法・競争政策上の考え方の整理を進めていく。
  - プラットフォームを利用せざるを得ない利用事業者に対して、不当な不利益を与えていないか。
  - 運営事業者と利用事業者の立場を兼ねる場合に、自ら販売する商品と競合する商品を販売する利用事業者を不当に排除していないか。
  - 利用事業者の事業活動を不当に拘束していないか。
  - 取引条件の透明性が十分に確保されているか。
- 公正取引委員会は、デジタル・プラットフォームによる個人情報や利用データの収集、利用、管理等に懸念を有しているサービス利用者（消費者）が多いなどといった利用者向けアンケート調査結果も踏まえつつ、対消費者取引に対する優越的地位の濫用の適用の考え方について、引き続き、検討を進めていく。

出所：経済産業省、公正取引委員会、総務省  
「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する  
実態調査（中間報告）の概要」（2019.4.24）

## 1. 取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルール整備

- デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
- このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制 and/or ガイドラインの整備を図ることが必要ではないか。
- 一方で、ルール整備が第4次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain(従うか、または、従わない理由を説明する)といった自主性を尊重したルールを検討することが必要ではないか。

2019.2.13未来投資会議 資料1  
日本経済再生総合事務局 「デジタル市場のルール整備に関する参考資料」より

- 「**透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ**」を新たに設置し、集中的に検討を実施する。
- 同WGでは、主に、**取引慣行の透明性・公正性確保のための規律の要否・内容・制度設計等**について、現行法の運用強化（ガイドラインの整備）や法制（新法・法改正）も含む**オプションを整理**し、本検討会に報告する。
  - ・ 整理に当たっては、公正取引委員会による実態調査で判明した事実関係を踏まえる。
  - ・ 独占禁止法等の事後規制とのバランスも考慮しつつ、全体として、イノベーションに配慮した、柔軟かつ自主性を尊重した規律の在り方を模索する。
- 必要に応じて、消費者との関係での問題も議論する。

出所：経済産業省、公正取引委員会、  
総務省「デジタル・プラットフォーマーを  
巡る取引環境の整備に向けて」  
(2019.2.18)

## 取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション（概要）

別添 1 - 2

経済産業省、公正取引委員会、総務省

- デジタル・プラットフォームは、「両面市場」を構成し、事業者・消費者双方の便益を大きく向上させている。一方、寡占・独占が生じやすい等の特性があり、その競争優位を背景に、契約条件やルールの一方向的押し付け・変更、サービスの押し付けや過剰なコスト負担等、取引慣行の不透明・不公正を巡る問題も指摘されている。
- そこで、「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」及びその下のワーキング・グループにおいて、学識経験者・実務家による議論がなされ、デジタル・プラットフォームと利用者との間の取引の透明性・公正性の確保等に向けたルール整備のオプションが整理されたもの。
- 今後は、本オプションを参考に、公正取引委員会による実態調査の結果も踏まえ、政府においてより詳細な検討を進める。

### 基本的な視点

- 自由競争やイノベーションによって実現された地位（市場支配力）自体ではなく、競争優位にある力を濫用して公正な競争を歪める等の行為が問題。デジタル・プラットフォーム経済の健全な発展のためには、利用者との関係はもちろん、事業者との関係も含め、公正な取引慣行の実現が必要。
- 一方、包括的で介入的な規制、硬直的な規制によって、未知のイノベーションを阻害し、利用者の便益を低下させることは避ける必要。変化の早いデジタル市場におけるイノベーションの維持・促進とのバランスのとれたルール整備が何より重要。

出所：経済産業省、公正取引委員会、総務省「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション（概要）」（2019.5.21）

## ルール整備の方向性とオプション

- 過剰規制回避の観点からは、独占的な事業者に対する規制（伝統的な「不可欠施設」の運営者に対して課されていた免許制等の厳しい規制）、一般的な「業」規制（デジタル・プラットフォーム「業」の創設）ではなく、競争制限のおそれがある行為を事後規制として捉える**独占禁止法の積極運用を中心に据える**ことが望ましい。
- デジタル・プラットフォームを巡る競争優位性に伴う不公正取引のおそれについても、**独占禁止法の規制の適用**による対応は可能。
- 一方、変化が激しく、依存度の高い中小企業・ベンチャー小規模事業者が存在する中、厳格な事後規制の執行である独占禁止法には、その性質上、迅速かつ効果的な救済や透明性を実現するための明示・開示の義務付け等には限界があり得る。そこで、**独占禁止法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策**を検討するとともに、**独占禁止法を補完してデジタル市場の透明性・公正性を促進する規律**を検討するべき。

### 独禁法

#### 【独占禁止法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策のオプション】

- ① ガイドラインの制定
- ② 特殊指定の告示
- ③ 確約手続の積極活用
- ④ 事業者団体の組成
- ⑤ 40条調査を含む継続的な市場の実態調査

### 独禁法の補完規律

- 包括的で介入的な類の事前規制ではなく、以下の観点から、一定の開示・明示義務を中心に設計。
  - ① **独占禁止法違反の未然防止のための規律**
  - ② **利用者の合理的選択を促すための規律**
  - ③ **利用者のスイッチング・コストを下げるための規律**
- **自主規制、法規制、共同規制**の中から、自主性・柔軟性と実効性のトレードオフ関係に留意しつつ検討していくことが必要。  
※対話を通じたルール設計（プラットフォームから行政庁やステークホルダーへの積極的な説明等）、自主的取組を評価し促進する措置も重要。
- 民事措置のみならず、行政措置も含めた**エンフォースメント**の検討が必要。  
※市場への情報提供（公表等）を通じた行動変容を促す方法も検討に値する。
- **対象とする類型、規模**についても検討が必要。  
※オンライン・ショッピングモール、アプリ・ストアを議論の起点とする。ある程度巨大なプラットフォームに限定することを検討。

両輪として公正な競争環境等を実現

## 2. データ等の独占による競争阻害への対応

- デジタル市場においては、企業の売上等の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれ。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。
- 米欧では、データ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に着手。我が国も、米欧と連携しつつ、適切なデータ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に取り組む必要あり。

2019.2.13未来投資会議 資料1  
日本経済再生総合事務局「デジタル市場のルール整備に関する参考資料」より

➤ **データ等の集積を考慮した企業結合審査の運用等**、デジタル市場における独占禁止法の在り方について、公正取引委員会を中心に検討を進め、本検討会に報告する。



## 3. 専門的知見によるスピーディーな対応に向けた新しい体制の整備

- グローバルで変化が激しいデジタル市場における市場競争状況の評価等については、在来の競争当局の有する情報・ノウハウだけでは対応が困難。また、縦割りの業所管的発想でも対応が困難。
- 内閣官房にデジタル市場に関する競争政策の立案・調整を行う専門組織の設置を検討すべきではないか。
- なお、EUは、2015年、デジタル単一市場戦略の下、プラットフォーム取引の公正性への対策を指示。2018年10月、「オンライン・プラットフォーム経済監視委員会」を設立。

2019.2.13未来投資会議 資料1  
日本経済再生総合事務局「デジタル市場のルール整備に関する参考資料」より

- 高い専門的知見をもってデジタル・プラットフォーマーを中心とするデジタル市場を継続的に監視・観察し、法執行や政策等を調整・下支えするための、**新しい体制の整備**を進める。
  - 例えば、(a)デジタル市場の競争評価や(b)不公正取引の調査を行う定常的な専門組織が必要ではないか。
  - 欧州、米国等の関係機関との協力・連携関係の構築も重要ではないか。
- 6月へ向けて、新しい体制の在り方に関し、政府内で取り纏めを行う。なお、取り纏めについては、WG1でも議論の上、本検討会に報告する。

出所：  
経済産業省、公正取引委員会、  
総務省「デジタル・プラットフォーマー  
を巡る取引環境の整備に向けて」  
(2019.2.18)

## 4. データの移転・開放等の在り方に関する検討

- 「データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」を新たに設置し、透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループの検討状況を踏まえつつ、検討を開始する。
- 同WGでは、デジタル・プラットフォーム分野におけるデータの移転・開放等の在り方について、データのアクセスや移転が競争促進につながるような個別分野を参考に、**競争促進的観点から政策課題の抽出**を行い、本検討会に報告する。
  - ・ 検討に際しては、デジタル・プラットフォーム分野のほか、クラウド分野や金融分野、医療分野等をケーススタディとして取り上げつつ、一般論としてのデータ移転・開放ルールの論点整理を合わせて行う。

### WG2：データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ（仮称）

#### 【委員候補】

岡田羊祐委員（一橋大学大学院経済学研究科 教授）を主査とし、法学・経済学のほか、技術等の知見を有する有識者により構成する予定。

#### 【議事】

委員による自由闊達な意見交換の妨げにならないよう、原則として非公開とするが、議事要旨等を速やかに公表する。

出所：経済産業省、公正取引委員会、総務省「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境の整備に向けて」（2019.2.18）

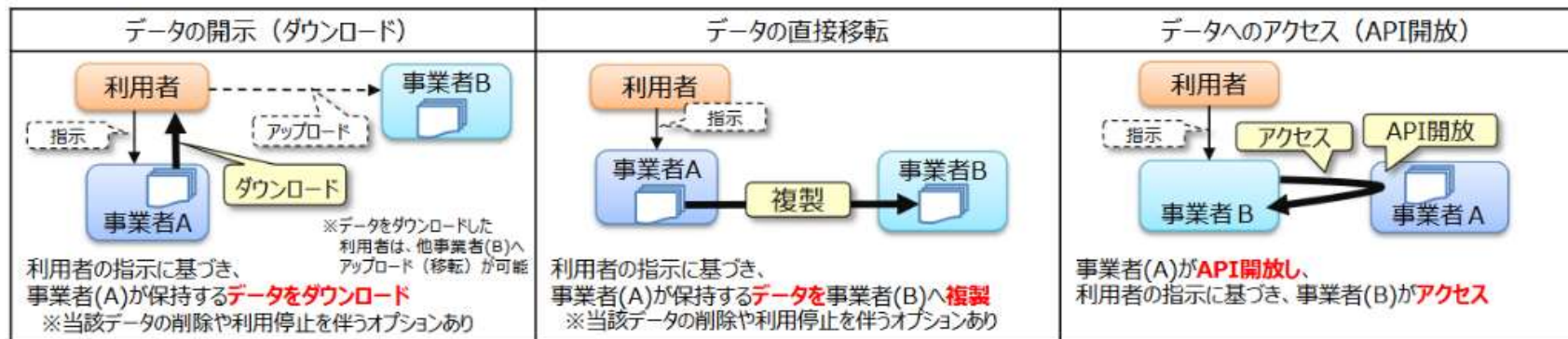
## データの移転・開放等の在り方に関するオプション（概要）

別添2-2

経済産業省、公正取引委員会、総務省

- データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループでは、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等の観点を中心に、データの移転・開放のルールについてオプションを整理。今後は、本オプションを参考に、政府においてより詳細な検討を進める。

### 【データの移転・開放のルールの種類】



### 【ルール導入に当たっての論点・方向性】

#### 1. データの移転・開放ルールの内容

- 手法（開示、直接移転、アクセス（API開放））については、最低限いずれかの方法により再利用できることを原則
- 可能な限り、データの移転・開放の対象や取扱条件の明確化や、利用者が簡易に指示できる操作性を確保
- 実効性を高めるため、データの相互運用性（移転するデータ形式の規格の公開等）を確保
- コスト分担については、イノベーションやサービス向上のための投資インセンティブを阻害しないこと等も勘案し検討

#### 2. データの移転・開放ルールの対象

- データの移転・開放ルールが課せられるデジタル・プラットフォーム等は、利用者のロックインの程度や市場の状況等を踏まえて限定
- データの移転・開放を求めることができる利用者（消費者、事業者）は、幅広く対象

#### 3. ルール導入のアプローチ等

- ルールの策定・執行のためのアプローチとしては、法規制、自主規制、共同規制が考えられるが、技術の変化のスピードへの対応等も考慮
- 海外へのデータ移転に係るセーフガードの在り方等については、国際合意等にも留意
- 執行については、モニタリングを的確に実施する仕組みとともに、苦情処理の仕組み等を活用した適切な執行を確保する仕組みを検討

出所：経済産業省、公正取引委員会、総務省  
「データの移転・開放等の在り方に関するオプション（概要）」（2019.5.21）

## 第2章 Society5.0の実現

### 1. デジタル市場のルール整備

#### 要旨

世界で流通するデータの量は、近年、急増している。デジタル・プラットフォーム企業は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、国際市場などへのアクセスの可能性を飛躍的に高めている。

一方で、利用者からは、個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、利用料が高い、といった声も聞かれる。このため、取引慣行の透明性や公正性確保に向けた、法制、ガイドラインの整備を図る必要がある。

また、デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じるおそれがあり、これについても同様の対応が求められる。

同時に、デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、高い専門的知見が求められるとともに、加速度的な変化を遂げつつある中で、スピーディな対応が可能となるよう、縦割り省庁的な発想を脱することが求められる。このため、新しい体制の整備を進める。

出所：未来投資会議  
第28回事務局配布資料  
(2019.6.5)

## IV. 結びにかえて

---



## ■ オンラインプラットフォーム規制案 (PtoB)

*Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services (2018/0112/COD)*

- 2018年4月に欧州委員会が提案。
- 2019年2月に欧州委員会・欧州閣僚理事会・欧州議会で成立に向けて基本的な合意が成立しており、現在最終化がはかられている。

### 【主な内容】

- ・ プラットフォーム利用条件の明確化
- ・ 提供の停止・中止の際の事前に、理由を付して通知
- ・ ランキング基準の開示（自社優遇する場合はその旨も）
- ・ データポリシーの決定・明示
- ・ 他のプラットフォーム利用を制限する場合の理由・条件の明示
- ・ 苦情処理システムの構築
- ・ 調停応諾義務
- ・ 団体訴訟制度

## ■ オンラインプラットフォーム経済の監視のための専門家グループ

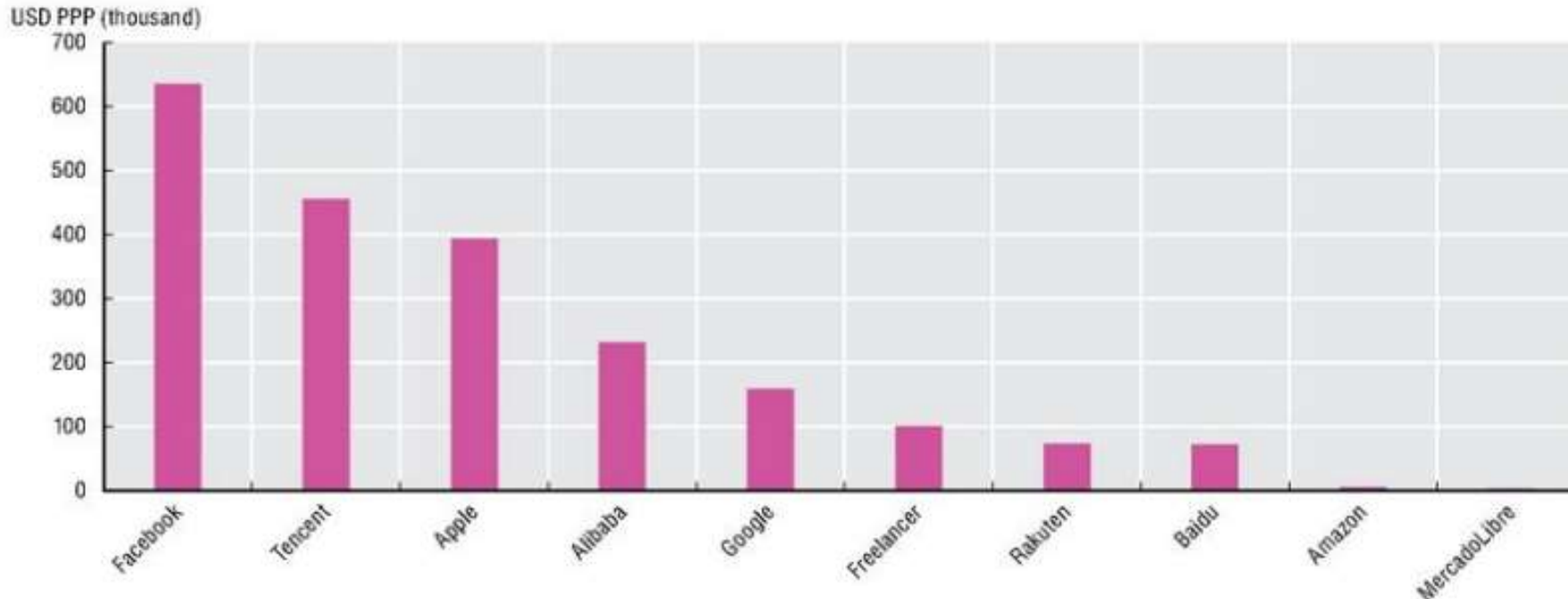
- *15 high-profile experts as members of the expert group for the Observatory on the Online Platform Economy (2019.4)*

## ■ “An Introduction to Online Platforms and their Role in the Digital Transformation”

*-Published on May 13, 2019*

- 米国OTT事業者以外についても情報収集・分析。

5.3. Net income per employee

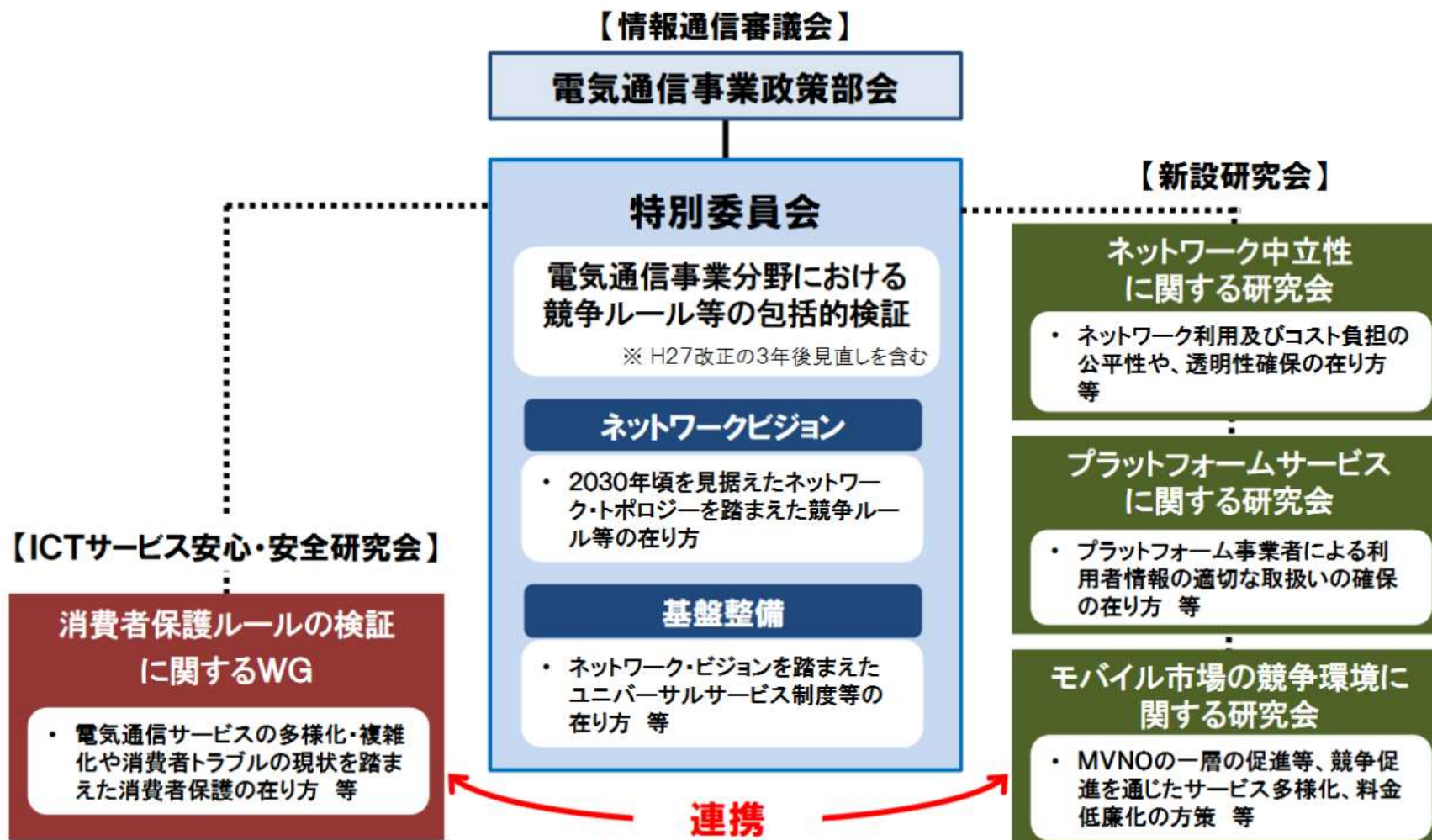


# 【参考】 総務省における検討（1）

## 「包括的検証」に関する検討体制について

1

- 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。

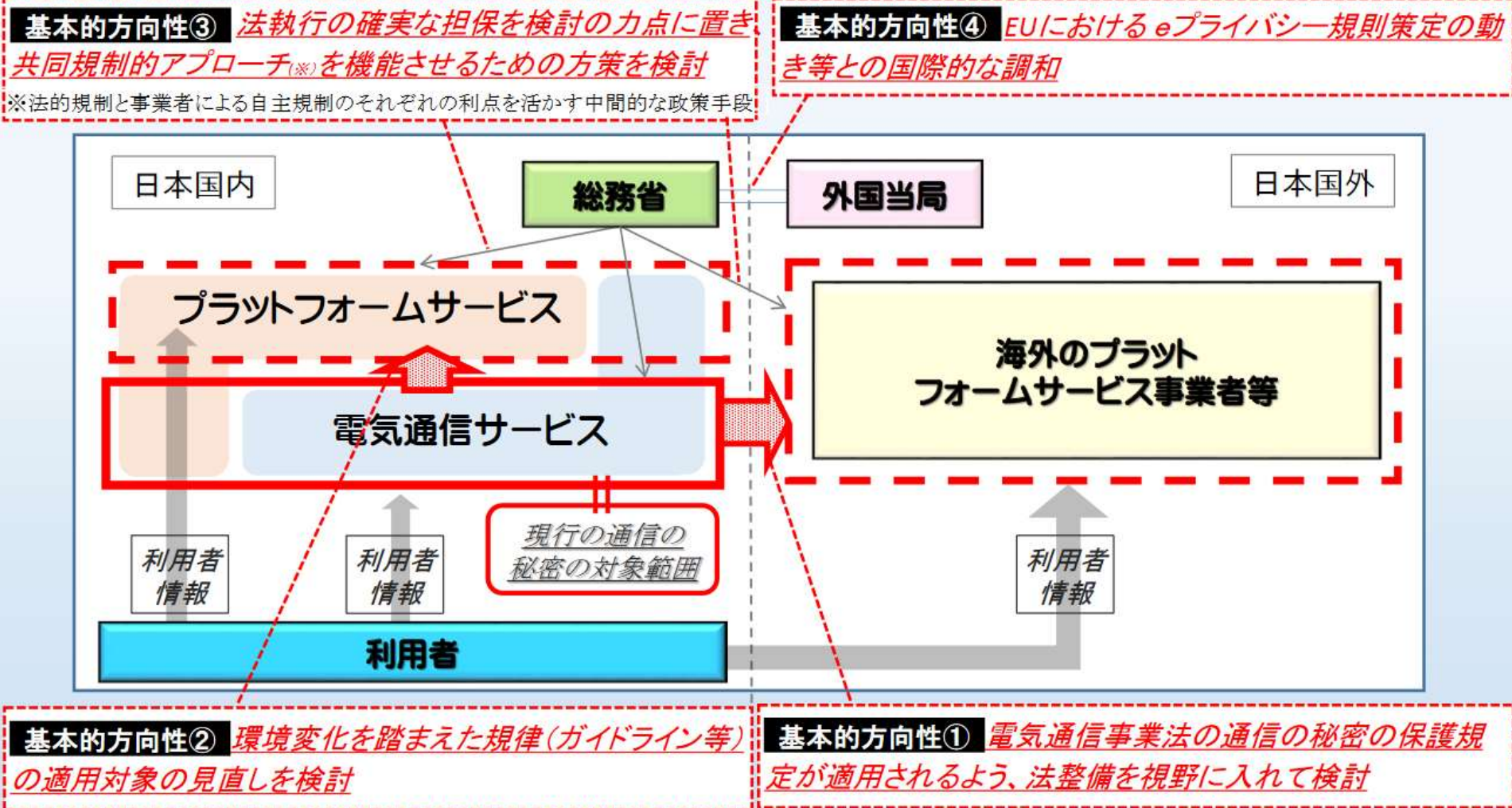


出所：総務省 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 事務局資料 (2018.10.4)



# 【参考】総務省における検討（2）

○ プラットフォームサービスのプレゼンスの増大をはじめとする状況の変化を踏まえて利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応の基本的方向性について、主に以下の4点を整理。



出所：  
 総務省 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 事務局資料  
 (2019.4.9)

